

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

○農用地利用配分計画の認可

○飼料の試験結果の公表

○道路の区域変更(二件)

○道路の供用開始(三件)

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

告示

○宮城県告示第四十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、
農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和五年一月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和五年一月二十七日

○宮城県告示第四十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七
項の規定により、令和四年十月から十一月に取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和五年一月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

安全性に関する検査

令和4年10月～11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
ナーリン株式会社 大郷町	同左	ネオ・ナーリンブルー	R04.8	動物性飼料-肉骨粉等	無
松崎精麦株式会社 松島町	同左	加熱圧ぺんとうもろこし	R04.9	動物性飼料-肉骨粉等	無
株式会社富士飼料大崎TMRセンター 大崎市	同左	TMR AスペシャルⅣ	R04.10	動物性飼料-肉骨粉等	無
一般財団法人蔵王酪農センターTMRセンター 蔵王町	同左	大胃造	R04.11	動物性飼料-肉骨粉等	無
キリンビール株式会社 仙台工場 仙台市	同左	モルトレージ	R04.11	動物性飼料-肉骨粉等	無

栄養成分に関する検査

令和4年10月～11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	きらきら子豚80	R04.11	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
仙台飼料株式会社 仙台市	同左	S ジョイスターCRM	R04.10	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

○宮城県告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

一 道路の種類 一般国道

宮城県知事 村井嘉浩

二 路 線 名 三 四 二 号
三 道 路 の 区 域

変更の区間						変更の 後			敷地の幅員 (メートル)			敷地の延長 (メートル)			備 考		
登米市登米町大字日根牛字宿一番六地 先から 同市登米町大字日根牛字小池前三七番 二地先まで						A			六・九			五〇一・三			上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。		
						前B			六・九			一九五・八					
						C			七・五			四〇一・六					
後B						六・九			一九五・八								
A			六・九			五〇一・三											
C			七・五			四〇一・六											

○宮城県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土
木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東和登米線
- 三 道路の区域

変更の区間						変更の 後			敷地の幅員 (メートル)			敷地の延長 (メートル)			備 考		
登米市登米町大字日根牛字阿羅田二番 二地先から						A			一〇・七			二二二・六			上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。		
						前B			一三・八			二〇八・〇					
						C			一〇・二			一〇一・三					
後B						一六・九			一九五・八								
A			六・九			五〇一・三											
C			七・五			四〇一・六											

同市登米町大字日根牛字小池前一番三
地先まで

A			一〇・七			二二二・六		
後B			一三・八			二〇八・〇		
C			一〇・二			一〇一・三		

○宮城県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土
木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四二号	登米市登米町大字日根牛字宿一番六地先から 同市登米町大字日根牛字小池前三七番二地先まで	令和五年 一月二十七日

○宮城県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土
木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	登米市登米町大字日根牛字阿羅田無番地先から 同市登米町大字日根牛字阿羅田二番二地先まで	令和五年 一月二十七日

○宮城県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和登米線	登米市登米町大字日根牛字阿羅田二番二地先から 同市登米町大字日根牛字小池前一番三三三先まで	令和五年 一月二十七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 業務名 令和五年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務
 - 2 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 契約期間 令和五年四月一日から令和六年三月二十二日まで
 - 4 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条に規定する計量証明の事業（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」）の登録を受けていること。

6 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ令和五年二月十日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあら

かじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならぬ。
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、紙による入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 宮城県環境生活部環境対策課水環境班(担当 角田 電話〇二二二二二二一六六六)
入札説明書の交付
原則、電子調達システムからのダウンロードによる。

紙による交付を希望する場合は、令和五年一月二十七日(金)から令和五年二月二十一日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までに申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年二月二十一日(火)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年二月二十七日(月)から令和五年三月九日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年三月九日(木)午後五時まで

ロ 提出場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年三月十日(金)午前十時

宮城県行政庁舎十三階 環境生活部会議室又は電子調達システム

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 入札参加資格の審査において、資格を有する者と認められなかった者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Water quality analysis of river and lake 1 set.

2 Deadline to Submit Bid : March 9, 2023, 5 : 00 p.m.

3 Place and Time of Bid Selection : March 10, 2023, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room.

4 Contact : Shunya Tsunoda, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan, Tel.: 022-211-2666

5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese yen

yen

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年一月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市植松一丁目四百番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市青葉区宮町四丁目五番四十三号
令和エステート株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年一月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市山王字松島原一番一、二番、三番一、
一番一地先の水の一部、字三千刈一番四、一番四
地先の道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市若林区荒井東一丁目六番地の六
株式会社ユカリエ